

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 6 月 11 日

会 社 名 株式会社 and US

代 表 者 名 代表取締役 廣岡伸弥

問 合 せ 先 取締役管理部長 藤掛和音

T E L 076-413-8116

U R L <https://corp.and-us.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を高める観点から、経営管理体制を整備し、経営の効率と迅速性を高めることが重要な経営課題の一つと考えております。同時に、社会における企業の責務を認識し、事業活動を通じた社会への貢献と、株主・顧客・取引先及び従業員等の各ステークホルダーの調和ある利益の実現を目的にコーポレート・ガバナンスを構築しております。

これを踏まえ、経営管理体制の整備に当たっては事業活動における透明性と客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報公開を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社羽廣屋万九郎	228,000	68.08
廣岡 伸弥	57,500	17.16
廣岡 香織	49,500	14.78

支配株主名	株式会社羽廣屋万九郎、廣岡伸弥
-------	-----------------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

(注) 株式会社羽廣屋万九郎は、当社代表取締役社長である廣岡 伸弥の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	Fukuoka PRO Market TOKYO PRO Market
決算期	11 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
砂子貴紀	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
砂子貴紀	—		外資系金融機関での営業実績や採用実績に加え、経験者としての経験と幅広い見識をお持ちのため、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の牽制機能が強化されることを期待したため選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4 名	0 名	1 名	1 名	0 名	2 名	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4 名	0 名	1 名	1 名	0 名	2 名	社内取締役

補足説明

社外監査役 1 名を「その他」として分類しております。」

当社の諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項等について審議し、答申を行うことにより、取締役会の公平性、客観性及び透明性を高め、ガバナンス体制の実効性の確保に努めております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	3 名以内
監査役の数	1 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役 1 名としております。監査役は監査役規程に基づき作成していた監査計画に従い、取締役会への出席や資料の閲覧、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の職務執行を厳正に監査しております。

内部監査は内部監査担当と外部委託先である㈱One Purpose によって行われております。年度の初めに立案された監査計画に基づき監査を実施し、代表取締役社長に対し報告書並びに改善指示書を提出する体制をとっております。改善指示書を受けた被監査部門は、指示書に基づき改善を進め、改善状況について代表取締役社長宛に報告しています。

監査役、内部監査担当者及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	1 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大屋貴裕	税理士													○

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大屋貴裕	—	—	税理士資格を有し、経営学に関する高い学識経験を有していることから、当社の社外監査役として適任と判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	該当なし
-----------------	------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

指名・報酬委員会（諮問委員会）の助言に基づき、代表取締役が算出し、取締役会で議論の後、株主総会決議に基づき代表取締役が決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会 当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されております。 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、当社の重要な業務執行を決定し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。 また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。 2) 監査役 当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。 監査役は、監査役規程に基づき策定した監査計画に従い、取締役会への出席のほか、重要な会議等への出席、資料の閲覧、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の職務執行を厳正に監査

しております。また、内部監査担当及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

3) 諮問委員会

当社は取締役会の諮問機関として任意の諮問委員会を設置しており、社内取締役 1 名、社外取締役 1 名、社外監査役 1 名及び外部の有識者 1 名で構成されております諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任に関する事項、取締役の報酬等に関する

事項、その他取締役会が諮問した事項等について審議し、答申を行うことにより、取締役会の公正性、客観性及び透明性を高め、ガバナンス体制の実効性の確保に努めております。

4) 内部監査

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。つぎに管理部の監査は主管部署として、業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、内部監査担当は監査役及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

5) 会計監査

当社は、フェイス監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2024 年 11 月期において監査を執行した公認会計士は中川俊介氏、枝川哲也氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 3 名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

6) コンプライアンス委員会

リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、リスク・コンプライアンス委員会（委員長：取締役管理部長 藤掛和音）を設置しております。企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から意見を聴衆したうえで、経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案を十分に検討する時間を確保するため、法令に定める期限（総会開催日の2週間前）より早期に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき事項であると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。将来的に外国人株主の増加や海外投資家からの出資が見込まれる場合には、必要に応じて英文要約の作成・提供を検討します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	時点では実施していません。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	ウェブサイト上に IR ページを作成し、決算概要・適時開示資料等の掲載を拡充予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	株式取扱規程・インサイダー取引防止規程等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	カターレ富山や JBFA ブラインドサッカー女子日本代表の支援を通じ、スポーツ振興と共生社会の実現に貢献しています。今後は環境保全活動も積極的に検討し、持続可能な社会の発展に多角的に取り組んで参ります。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらから不当な要求を受けた場合でも、妥協することなく毅然とした態度で対応することを基本方針としております。また、反社会的勢力による不当要求は、断固として拒絶することを社内外に宣言し、全役職員がこれを遵守するための体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力排除規程」を核として、「反社会的勢力対応マニュアル」および「反社会的勢力チェックマニュアル」を制定し、不当要求への対応プロセスや属性確認の手順を明確化しております。また、新規に取引を開始する仕入先・外注先等のすべての取引先企業、および新規の大口顧客を対象として、外部データベース等を用いた反社会的勢力チェックを実施しております。

また、各種契約書および取引約款等に「反社会的勢力排除条項」を導入し、契約締結後に相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、催告なしに即時に契約を解除できる体制を整えております。平時より管轄警察署や特殊暴力防止対策連合会（特暴連）、および顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、有事の際に迅速に相談・対応できる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点で買収防衛策を導入していません。

株主構成が経営陣及び関係者中心であることから、敵対的買収の発生可能性は極めて低いと判断しています。

ただし、将来的に株主構成や資本政策の変化により必要性が生じた場合には、法令及び市場慣行を踏まえ適切に検討します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、取締役会・監査役・内部監査室・監査法人（フェイリス監査法人）が相互に連携することで、内部統制及び監査体制の実効性を確保しています。

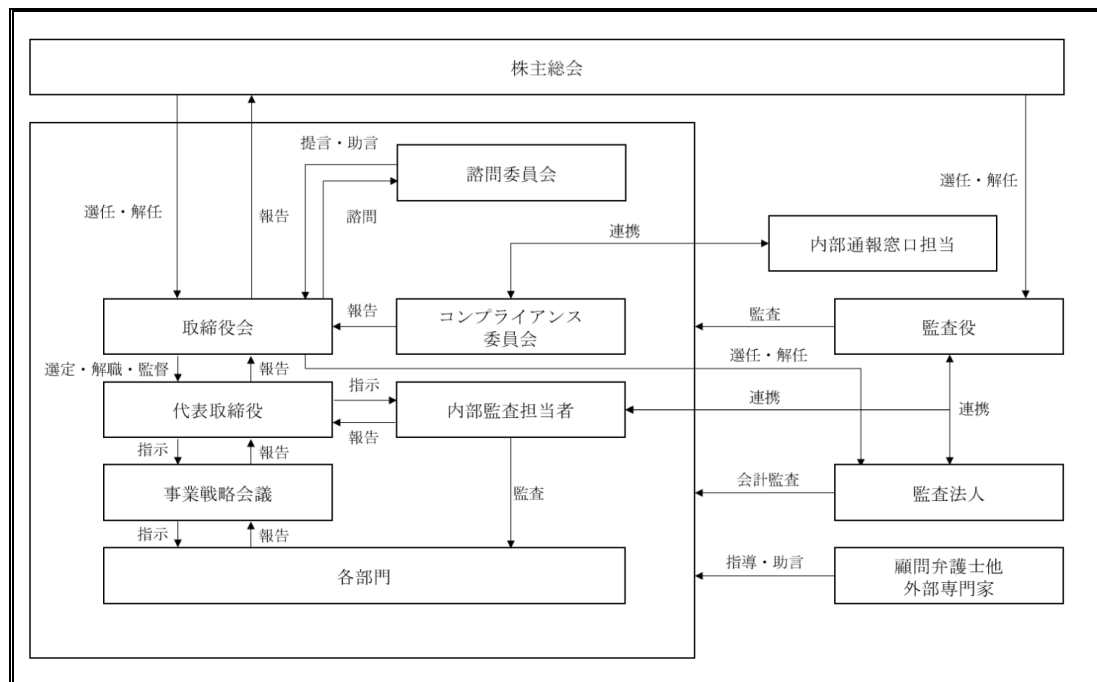
また、社外役員が経営の重要事項に対して独立した立場から助言・監督を行う体制を構築しています。

適時開示に関しては、管理本部を中心に開示プロセスを明確化し、情報伝達・審査・承認・公開までの手順を内部文書として整備しています。

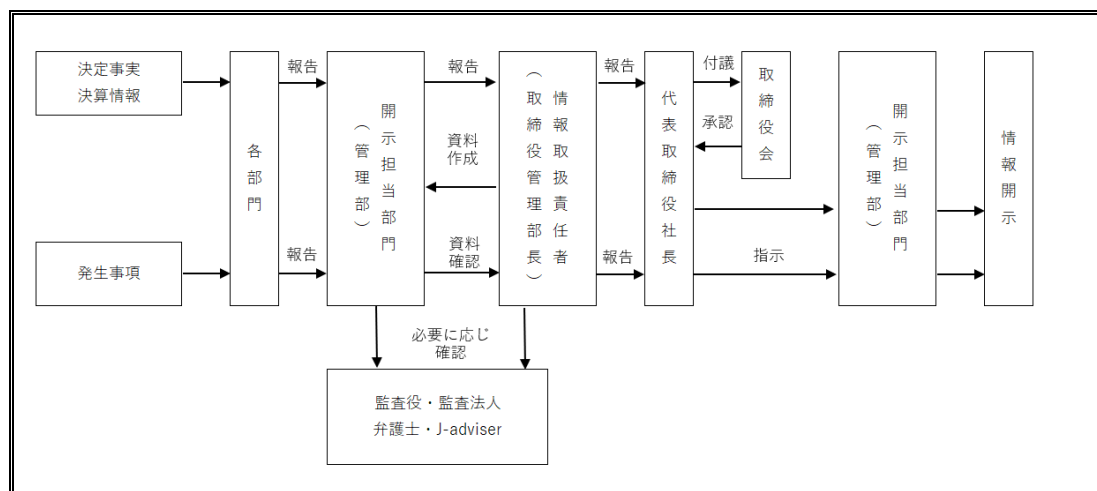
今後も、上場企業としての信頼性確保と透明な経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンス体制の継続的な改善に努めてまいります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上